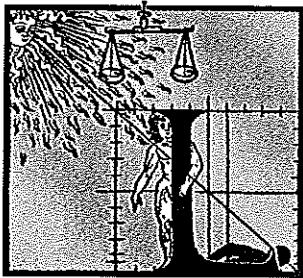


法学セミナー

2004年3月1日発行 毎月1回1冊発行 通巻591号 1956(昭和31年)4月12日 第3種郵便物認可 Vol.49-3

日本評論社 ISSN 0439-3295

3
2 0 0 4



▼ロー・ジャーナル

大学の自治▼東京都立大学「改革」の問題点

生命倫理と法▼人の胚の「利用」はどこまで許されるか：栗原千絵子・櫻島次郎・光石忠敬

▼ロー・クラス

論争・刑事訴訟法▼再審

民法総則講義▼現代社会における民法・下——高齢化・高度情報化・国際化

渡辺道場▼仕事の段取りと詰め

ロースクール民事訴訟法▼形成と現在給付の訴えの利益

ビジネス法務▼正義感と好奇心、ロック魂をもち続けて……中島茂井謙士×野村修也

▼里程標 国境を越えて、と「しあわせの虹を」——朴菖熙パクチャンヒさん

斎藤貴男

特集
2

特集
1

関連でみる民法⑤家族法
検証アフガニスタン国際戦犯民衆法廷

大久保賢一・田場曉生・猿田佐世・安藤泰子・新倉修・最上敏樹

錦織成史・棚村政行・水野紀子・床谷文雄・副田隆重

生命倫理と法

人の胚の「利用」はどうまで許されるか

迷走する政策論争への緊急意見

研究目的で人の胚を作成できるか？ 着床前診断を容認するか？
人クローニン胚の作成はどうか？ 総合科学技術会議の生命倫理調査会がパブリックコメントを募集している。

1 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」中間報告書への意見

人の胚の「利用」をめぐって、日本の採るべき公共政策が問われている。内閣府に設けられた政策提言の場である総合科学技術会議の生命倫理専門調査会（以下、「調査会」）は、二〇〇三年末に「ヒト胚に関する考え方」中間報告書（以下、「報告書」）をとりまとめ、二〇〇四年二月末までパブリックコメントを募集している。その後さらに審議を経て、二〇〇四年六月には最終報告書とする予定だ。

「人の生命の萌芽」とされる胚を、産業利用を前提に研究資源とすることや、

母胎に戻さず研究のみを目的に作成する行為は、どこまで容認されるのか。調査会では委員の間でも意見が大きく分かれ、賛否両論の併記が際立つ異例な形で報告書がまとめられた。

人を対象とする研究を包括する「研究対象者保護法試案」を作成・公表した筆者らは、調査会の二〇〇三年最終審議の日に、次のような緊急意見を発信した。本稿ではこの意見を摘要下げて述べ、今後の議論を喚起したい。

● 調査会は、無記名のアンケートに基づき、随所で、「大多数の見解」であるとして重要事項の方向性を決定しようとしている。しかしそれは公正で民主的な意思決定方法とはいえない。

● 調査会は、クローニンとES細胞研究というごく限られた分野しか扱わなかった。これは、他の国の倫理委員会が検討対象にしてきた実績に比べ、あまりに狭い。人対象研究全般を検討する新たな場を設け、被験者、胎児、胚の問題を一貫して見通す論議をやり直すべきである。

研究対象者保護法制を考える会
光石忠敬、栗原千絵子、櫻島次郎

栗原千絵子
櫻島次郎
光石忠敬
コントローラー委員会
科学技術文明研究所
光石法律特許事務所

2 焦点は「クローニン胚」「研究目的の人胚作成」解禁の是非

報告書は、旧科学技術会議生命倫理委員会に設けられた「ヒト胚研究小委員会」による二〇〇〇年三月の報告書を引き継いで約三年間の審議を経てまとめられた。同小委員会では、人の胚全般を包括するルールを検討すべきとする意見は退けられ、結果として①「人クローニン個体」の產生は法で禁止、②「特定胚」と呼ばれる、特定の方法で人为的に作られる胚の作成は法に基づく指針では非決定、③人の胚を壊して作ることのできる「ES細胞(embryonic stem cell)」の研究は法に基づかない行政指導指針で容認することとなつた（表1参照）。

人クローニン個体產生を禁じ、ES細胞研究を厳格な条件下で容認するといふ選択は、ほぼ国際的に共通した動向となつてゐる。「特定胚」（これは日本）のクローニン法が造語した特殊な言葉である）のうち、「人クローニン胚」についてはどうか。「人クローニン胚」からは、レシピエントと同じ遺伝情報のES細胞を作成し、拒絶反応のない移植用の細胞・組織、将来的には臓器までつく方、「クローニン人間づくりにつながる」

表1 胚・胎児等をめぐる政府審議会の検討状況

旧科学技術会議生命倫理委員会〔クローン小委員会(1999)ヒト胚研究小委員会(2000)〕 ^{※1}			
主な検討対象	×倫理的懸念 ○開拓		
人クローン宿体産生 〔特定部〕	人Aの細胞胞膜を人Bの陰核未受精卵に移植、Aと同じ遺伝情報を持つ人を產生 人クローン胚 ヒト性集合胚 ヒト動物交雑胚 ヒト性融合胚 ヒト胚分割胚 ヒト胚移植胚 ヒト集合胚 動物性融合胚 動物性紫合胚 ES細胞研究	×人間の尊厳を侵す、母子の安全性への懸念 ○不妊治療に有用 人クローン胚と同じ方法で胚を作成、母体に戻さない 人と動物の胚を混ぜる 人の未受精卵に動物の精子を移植 動物の陰核未受精卵に人の体細胞を移植 人の受精胚を分割し複数の胚にする 人の受精胚の核を第三者の陰核未受精卵に移植 人の受精胚に第三者の体細胞を混ぜた胚を作成 人の陰核未受精卵に動物の体細胞を移植、人の細胞質を持つ動物を產生 動物の胚に人の細胞を入れてできる胚 人の余剰胚の胚腔内の内側の細胞塊を取り出し培養、段階につながり、人間の尊厳を侵す経緯・想定へと分化誘導する ○再生医療に有用？	法で禁止 胚の作成： 指針で掲げ置き 胎内への移植： 法で禁止 胚の作成： 指針で掲げ置き 胎内への移植： 指針で禁止 胚の作成： 指針で掲げ置き 胎内への移植： 指針で禁止 行政指導指針で管理

*1この項の経緯はクローン法についての国会審議を含む。以下の、調査会第1回資料参照。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/sakai/life/haihu01/siyob.pdf> なお、特定部については、以下の総合科学技術会議第12回資料より<http://www8.cao.go.jp/cstp/siryo/haihu12/siyob3-3.pdf>

内閣府総合科学技術会議 生命伦理専門調査会〔2003年末中間報告書〕

研究目的の人造胚	胎内へ移植しないことを前提に、研究のためだけに人の胚を作成	容認の方向？
	×重篤な疾患の人々に本人に利害のない卵子提供・受精実験を要請する、胚の選別のための科学的知識が得られる ○重篤な疾患の遺伝についての知識が得られる、体外受精一般の技術向上に結びつく	
着床前診断	受精胚について胎内へ移植する前に遺伝子診断	容認の方向？
人クローン胚	上表参照	賛否両論併記

厚生労働省厚生科学審議会 ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方にに関する専門委員会

死亡胎児細胞組織の移植研究	×提供者の心理的問題、中絶の誘発、胎児の手段化、移植を受ける人のリスク ○再生医療への有用性（移植研究の報告あり）	検討中
死者、同意能力のない人からの体性幹細胞移植研究	×ドナー・レシピエントの保護が特に不確実、特にドナーの保護、人生の資源化 ○臨床医療への有用性（移植研究の報告あり）	中央による審査体制、同意原則、移植に用いる細胞の安全性基準などを検討中
その他の人からの体性幹細胞移植研究	×ドナー・レシピエントの保護が不確実、人生の資源化 ○再生医療への有用性（移植研究の報告あり）	

や優生の欲求への先端医学・医療の対応が人間の尊厳に合致するのか、十分な吟味が必要である。

調査会の報告書は、先天異常の研究などを「研究目的の人の胚作成」容認による恩恵として挙げる。これは、遺伝性の疾患などを持つ人を対象に、不妊治療としてではなく、受精の過程の観察や、疾患が遺伝する確率などを知るための研究のみを目的として、受精卵を母胎に戻さないことを前提に排卵誘発剤を投与し、採取された卵子で受精実験を行うことを意味する。何らかの身体的・精神的ハンディキャップを負っている可能性がある人たちに、母親になる可能性は閉ざされていることを宣言しつつ「受精実験のための卵子提供」を依頼する」とは、「インフォームド・コンセント」で解決できる問題ではない。こうした重い問題を調査会では十分に検討せず、全委員の無記名アンケート調査で方向性を決めていくとともに正統性のある決定のし方とはいえない。

受精実験 자체は既に日常的に行われている、との認識もある。例えば、生殖辅助医療の過程で受精しなかった卵子に、夫以外の人の精子を受精させ、不妊の原因がどちらにあつたのか調べる、といった研究である。しかしこれも、体外受精を扱う研究の管理体制

「不妊治療を目的としない卵子の採取を要する」など、倫理的問題も大きい。このため、二〇〇一年以降の調査会の焦点は「人クローン胚」研究の解禁の是非にあつたが、委員の意見は賛成・反対に割れ、解禁の日処は立っていない。人クローン胚解禁はその前提として、不妊治療を目的とせず、研究「利用」のみを目的として人の胚を作ることが必要となるが、調査会は十分な議論のないまま容認の方向を示した。こ

れは今回の中間報告書の中でもっとも認めがたい点である。

3 「研究目的の人の胚作成」何が問題か

報告書は、人の胚は恣意的・濫用的な取扱いさえなければ人の尊厳を侵さず、かつ、人々の健康・再生医療への希望も人の尊嚴に由来する、との考え方についている。しかし、これは、

人間の固有の尊厳（国際人権規約前）に対する理解の仕方が一面的と言わざるを得ない。人の命を育むことを目的一とせず、人の生命の始まりともいえる受精卵を人為的に作ること、「余剰胚」を意図して多めに作ることなどが、容認されるのか。ヨーロッパ諸国の中には、研究目的のみで人の胚を作る行為を法律で禁止している国もある。「余剰胚」を意図して多めに作ることは適正な取扱いか不明であるし、不老長寿

が構築されない限り、科学的に意味のある結果が得られるのかどうか不明である。受精しなかつた卵子に他人の精子を受精させた場合に、偶然の結果なのか女性に原因があつたのかは、一回限りの実験では評価できない。こうした科学的意義の不明瞭な実験が繰り返されているとしたら、それ自体が大きな問題である。

4 「着床前診断」はどこまで容認できるか

「研究目的の人の胚作成」の容認は、他方では「着床前診断」の容認へと向かう。受精実験による科学的知見が得られれば、当然ながら母体に戻す前に胚を選別する「着床前診断」の技術向上に資することになる。

「出生前診断」は、胎児にまで育つてから羊水を採取し、遺伝子検査により疾患因子を判定し、その後の対応を決めるための判断材料とするが、「着床前診断」は、遺伝子検査を胚の段階で行う。母体に与える負担は、出生前診断により妊娠中絶を決める場合と比べれば軽いとも考えられるが、胚の段階で侵襲を与えるため流産率も高い可能性がある。また、男女の産み分けや、移植医療の提供者となる子を産むためレシピ

エントと適合する遺伝情報を持つ胚を選ぶ、など技術に内包する倫理的問題は大きい。

欧米諸国では、着床前診断・出生前診断、出生後の発症前診断（新生児スクリーニングから成人の遺伝子検査まで）について、倫理的問題を正当化できるだけの技術としての有用性があるか否かを評価するため、さまざまなかつての努力が行われ、研究データが広く公開されている。こうした科学的データや、喚起されている社会的問題の系統的なレビューは、調査会では行われていない。

5 法律論的な混迷

人クローリン胚研究の解禁へと道を開くために、「研究目的の胚作成」を解禁し、その流れで「着床前診断」も容認する方向が示されたわけだが、これは委員会に配布された、無記名で回答する〇×式のアンケートの集計結果によつて、「委員の大多数」が容認の見解を示したとされたことによる。

アンケートの中には、人の胚に関するルールを「①法規制とするか」「②国際ガイドラインとするか」「③学会等による自主規制か」という設問もあり、①・四票、②・十一票、③・一票、①

と②両方・一票）という集計結果であったが、調査会の議論では六人以上の委員が法規制を支持していた。アンケート作成側は②は法に基づかない指針に基づく指針であるようだが、②を法で）について、倫理的問題を正当化できるだけの技術としての有用性があるか否かを評価するため、さまざまなかつての努力が行われ、研究データが広く公開されている。こうした科学的データや、喚起されている社会的問題の系統的なレビューは、調査会では行われていない。

法律論的な議論の迷走は、クローリン法と特定胚指針の関係に端を発している。本来なら、人の胚の「研究利用」（とくに研究目的での人の胚の作成）は原則禁止として、ごく限られた許容範囲について、法により禁止の解除（（許可）の条件を定め、審査制度にも法的位置付けを持たせるのが筋である。こうした制度設計を「許可制」という。これに対し、現在のクローリン法に基づく特定胚指針は、届出をすることで原則的には実施を容認する「届出制」である。それにも関わらず、運用上は特定胚研究を当分の間行えないものとしており、法的に矛盾がある。

イギリスが生殖補助医療も含めた胚の取扱い金般を法で規制しているのに對し、日本では産婦人科学会の会告による自主規制のみに委ねられてきた。そこで、精子・卵子・胚の提供については厚生労働省の生殖補助医療部会で検討、提供により出生した子の親子関係については法務省の法制審議会で検討され、前者は最終報告書、後者は要綱中間試案が二〇〇三年中にまとめられた。

生殖補助医療部会では、公的機関の設立を前提に精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療を容認し、「卵子のシエアリング」まで認めている。しかし、公的機関が設立されるまでこれらを据え置きとする見解は示されず、機関設立のための具体的計画も示されていない。実施施設の制限もなく、届出制度も産婦人科学会による任意であるため、体外受精の成績評価も実施手順の標準化も全く手つかずの状態で卵子提供が容認されたことになる。卵子提供より先に実施環境の整備をすべきであろう。

指針レベルにまで落とすことを、無記名アンケートで決めようとしていたのである。

6 生殖補助医療における胚の取扱い

イギリスが生殖補助医療も含めた胚の取扱い金般を法で規制しているのに對し、日本では産婦人科学会の会告による自主規制のみに委ねられてきた。そこで、精子・卵子・胚の提供については厚生労働省の生殖補助医療部会で検討、提供により出生した子の親子関係については法務省の法制審議会で検討され、前者は最終報告書、後者は要綱中間試案が二〇〇三年中にまとめられた。

生殖補助医療部会では、公的機関の設立を前提に精子・卵子・胚の提供による生殖補助医療を容認し、「卵子のシエアリング」まで認めている。しかし、公的機関が設立されるまでこれらを据え置きとする見解は示されず、機関設立のための具体的計画も示されていない。実施施設の制限もなく、届出制度も産婦人科学会による任意であるため、体外受精の成績評価も実施手順の標準化も全く手つかずの状態で卵子提供が容認されたことになる。卵子提供より先に実施環境の整備をすべきであろう。

7 法制審議会生殖医療部会の逸脱

また、法制審議会の中間試案では、提供された胚から生まれる子の親子関係について、その由来する精子の提供者との父子関係と卵子の提供者との母子関係に分割還元して扱い、「独立して取り上げることはしない」としている。これは、人の胚を独自の存在と認めず、独立した扱いの必要を認めないという重大な公共政策上の価値判断を含む決定である。生物学的には、胚は元の配偶子とは別個の独自の有機体であつて、その存在をもとの配偶子に還元することはできない。前述の旧ヒト胚研究小委員会の報告書でも、人の胚には独立した扱いが求められており、これを受けて生殖補助医療部会でも、胚が提供される場合には、精子・卵子の提供よりもさらに厳しい規制を課している。諸外国の法制政策上でも、胚を独自の存在と認めず、その扱いを元の配偶子の扱いに還元するような方針を探る国は、我々の知る限りない。從来の政府の基本方針を逸脱し、国際的にも生命倫理政策上の基本姿勢とされてきた見解を覆す決定を行うには、それに相応しい論議と根拠の提示が必要である。

8 死亡胎児の再生医学 研究への「利用」

さらに、妊娠中絶により死亡した胎児の再生医学研究への「利用」の是非が、厚生労働省の審議会で検討されているが、こちらは二〇〇二年末に国会議員と市民団体から、胎児細胞移植研究に反対する意見書が出された後一年間胎児についての検討は放置され、二〇〇三年末にようやく有識者のヒアリングが行われた。ここでも、他の体性幹細胞移植研究一般的の指針の中に胎児細胞移植の基準を盛り込もうとしていることの限界が指摘されている。妊娠中絶の環境整備が一切行われない中で、従来クリニックで行われてきた中絶がこれまで行われてきた中絶がようになり、コーディネーターがつけられ、移植後のリスク管理のために「提供者」の病歴調査やフォローアップ調査などが正当化されていくとしたら、本末転倒である。人の胚と胎児と胚研究への「利用」という現代的な問題が立ち上がった時点で、望ましい

9 新たな制度設計への提言

こうした議論は、総合科学技術会議という科学技術の推進を目的とする機関に設けられた調査会で行うのは無理である。他の先進諸国に倣い、新たに独立の国家生命倫理委員会を設け、生命倫理上のルールを法令にすることを所管官庁や国会に勧告し、その実施状況の報告を受け、必要な場合は改善や督促を行う権限を備えるべきである。

筆者らが提案する「研究対象者保護法試案」では、生きている人、人から切り離された人体要素・情報、胎児と胚死者を包括する人対象研究のルールと審査体制を設計した。その中で、同意能力を欠く人、胎児と胚、妊婦と授乳中の母親、死者、被拘禁者については、脆弱な立場にある対象者としては、特別な保護の規定を設けた。原則としては本人にとっての直接的な益が期待できる研究しか許さず、例外的に、本人都できる研究しか許さず、例外的に、本人の母集団の益、さらに厳しく限定された例外として本人に益がない他の人のリスクが最小限であることを前提として厳格な審査を経て容認される場合がある。その評価を行うための審査制度を法に基づいて設ける、というものである。

試案の審査体制はデータ集積による技術評価システムも含んでいる。クローニング研究や胎児細胞の基礎研究、人由来細胞の移植、さらには胎児細胞移植の海外データの評価などを十分に吟味した上でなければ、その根拠はない。こうした吟味の上で、研究実施に踏み切る意義があるのか、ある種の研究からは撤退すべきなのか、議論を深めるべきである。

そのための展望を議論する場として、公開のシンポジウムを企画した。将来設置が望まれる政府の生命倫理委員会には、こうした在野の研究成果を有機的に取り込んでいく機能をも期待したい。

（1）総合科学技術会議生命倫理専門調査会「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」（中間報告書）についての御意見募集（<http://www3.caog.go.jp/cstp/tousakai/life/pubcom/main.html>）。

(2) 光石忠敏・櫻島次郎・栗原千絵子

「研究対象者保護法試案——生命倫理をめぐる議論の焦点を結ぶ」法学セミナー——〇三年九月号五八頁一六一頁。

(3) 光石忠敏・櫻島次郎・栗原千絵子
「研究対象者保護法要綱案試案——生
命倫理法制上最も優先されるべき基礎
法として」臨床評論30(2・3)11K
九頁—三九五頁(http://honepage3.nifty.com/cont/30_23/p369-95.pdf)。

(4) 科学技術会議生命倫理委員会ヒト胚研究小委員会「ヒト胚性幹細胞を中心としたヒト胚研究に関する基本的考え方」平成二一年三月六日。なお、クローリン技術については、同生命倫理委員会クローリン小委員会「クローリン技術による人個体の產生等に関する基本的考え方」平成二一年一月一七日参照(<http://www8.cao.go.jp/studies.org/jp/nude06.html>より閲覧可)。

(5) ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律(平成二一年法律第一四六号)。

(6) 特定胚の取扱いに関する指針(平成二二年文部科学省告示第一七二号)。関する指針(平成二二年九月二二五日)。注(6) (6) ふつむに以下より閲覧可。
http://www.next.go.jp/a_menu/shinkou/seimeい/main.htm
(6) cf、「ヒト胚研究 アンケートでは決
められない」毎日新聞)〇〇〇〇年一一

月二九日社説。

(9) 例えど、Ibarreta D, et al.
Towards quality assurance and harmonization of genetic testing services in the EU. European Commission Joint Research Center Report, 2003年。

(10) 厚生科学審議会生殖補助医療部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」平成二五年四月二二八日(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2003/04/s0428-5.html>)。

(11) 法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する要綱中間試案」平成二五年七月(http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINIJ35/pub_minij35.htmlなど。筆者への意見は<http://www.lifes-tudies.org/jp/nude06.html>より閲覧可)。

(12) 厚生科学審議会科学技術部会ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に
関する専門委員会。(くりはら・ちえい)
(ぬでしま・じろう)(みついし・ただひる)

ついに原付の免許を取得しました! これまで何度も挑戦してみようと思い、試験対策の本を購入していたのですが、試験会場が明石と遠く、おまけに平日のみという、行くに行けない条件がそろっていたので、挑戦しようと思いつ始めて一年が経過してしまいました。今回授業が休講の日とバイトが休みの日がうまく重なったので、その日を利用して行つきました。今まで車に乗せてもらうだけだったので交通ルールも知らないし、道路標識の意味も理解していないなかたので、練習問題を何度解いても合格点には届かず、九〇点以上なんて夢のまた夢でした。説明を読んでもなかなか覚えられなかつたので、ひたすら問題を解いて間違つたところを覚え直すといつ方法をとりました。(これが私には合つてたみたいで、標識やルールが頭に入つてくるようになりました。交通ルールは身近なものだと思っていたのに、今まで信号機しか見ていないなかつた自分に気がつきました。家の前の道路には「横断歩道あり」の表示があつたのに、車両通行止めや指示方向にしか進めない標識があつたのです。全く見ていませんでした。

試験当日、私は寝坊してしまい、試験場についたのは九時一五分頃でした。急いで受験票に記入し受験料を払い、原付試験の手続き窓口に並んだのですが、とにかく凄い人でした。問題は二度繰り返して解きましたが、自信はありませんでした。合格番号が電光掲示板に表示されるつて本当に怖いですね。あの恐怖は忘れられません。さらに点数発表まであつたのには驚きました。私は九二点とギリギリでした(笑)。

お昼からは免許証の写真を撮つたり、原付講習代金や免許証交付料を支払つたりと、財布からさらにお金が飛んでいったような気がしました。

原付講習はちゃんとできる不安でしたが、そんな不安を吹き飛ばすように(?)教官がとても怖くてそんなことを考えている余裕はありませんでした。その時割り当てられたバイクが他のものよりも急速に発進するバイクだったらしく、教官から「気をつけてね」というなんとも恐ろしい言葉をかけられての講習でした(笑)。

そんなアクシデントもありましたが、無事に免許を取得しました。今までいろんな人の免許証をみてきましたが、自分の免許証を手にとつたときはなんとも気持ち悪いような、むずがゆい気持ちになりました。取得してからは通常やバイト、遊びにと移動範囲が増え、非常に便利になりましたが、交通事故だけは本当に気をつけなければいけないですね。